

この度は、法政学会特別活動奨励金に採用していただきありがとうございました。夏季休暇を利用して実施した、研究活動を報告させていただきます。まずは、セルビア共和国の状況をこれまでの歴史を振り返りながら、説明させていただき、その後、キャンプや援助機関で行った調査を報告させていただきます。

セルビア共和国は、もともとユーゴスラビア、欧州バルカン半島北西部に位置する連邦共和国の中核として、存在する。14世紀からのオスマントルコ支配の後、1918年、セルビア、クロアチア、スロベニア王国が成立し、29年にユーゴスラビア王国であった。そして、45年に連邦人民共和国、63年に社会主義連邦共和国となり、91-92年にかけて、同国の解体再編により、スロベニア、クロアチア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア各共和国が分離独立する。その後、セルビア、モンテネグロが、新ユーゴスラビアを構成していたが、現在は、モンテネグロも分離独立している。さらに、セルビア共和国内には、北部のボイボディナ自治州と南部のコソボ自治州がある。今回訪れたコソボは、1991年9月の住民投票により独立を宣言したが、セルビア政府から承認されていない。その後、アルバニア人武装組織であるコソボ解放軍（UÇK:Ushtria Çlirimtare e Kosovës）によるテロ活動が活発化し、1998年春からセルビア治安部隊が掃討作戦を展開した。1999年3月にはNATO軍によるアルバニア人の人権擁護を目的とする空爆が始まり、難民が急増した。いわゆるコソボクライシスである。それを受け、国際社会は和解案を提出し、それ以来、国連安保理の承認のもと、国連コソボ暫定行政支援団（UNMIK: United Nations Interim Administration Mission in Kosovo）が設置されている。しかし、2008年にコソボ議会は独立宣言を満場一致で採択し、現在は国際社会の承認を集めている状況である。ちなみに、日本政府は国家として承認している。しかし、その間、セルビア人とアルバニア人との対立が存在し、コソボのセルビア人居住地への迫害が耐えない。この対立や迫害から逃れるために、セルビア共和国の首都であるベオグラード周辺に避難してきた人々を対象にインタビューを実施した。

まずは、状況把握のためにキャンプを再訪した。3年前にも、当奨励金から援助を受け、調査対象の国内避難民キャンプにおいて、支援活動を実施していたので、調査に関するコーディネーション、障壁というものはほとんどなかった。逆に、キャンプに到着すると、避難民の方から、「久しぶり、また来てくれてありがとう」と歓迎されるほどであった。ここでの調査内容としては、キャンプにおける現状や課題の把握、セルビア政府や国際機関からの支援体系を現場から把握することである。しかし、驚くことに、訪問の数日前にセルビア政府から今年度中に国内避難民キャンプを閉鎖する声明が出され、警察当局から退去命令が出されていた。したがって、多くのキャンプにおいて、住民がいないケースが目立った。逆に、インタビューを実施するために、退去した避難民の方にキャンプに出向いてもらうこともあった。安定的な雇用の確保、社会保障、都市部とのアクセス、キャンプ内のプライバシー等の問題が、3年前と同様に存在するものの、今回のキャンプ閉鎖に伴って、キャンプとして形成されていたコミュニティーが壊され、親族や隣人がばらばらになるこ

とを懸念している声が大きかった。この状況を踏まえて、セルビア共和国内のUNHCR、ローカルNGO、日本在セルビア大使館での調査を実施した。援助機関、政府レベルにおいても、様々な問題が存在するが、大きくはセルビア政府が声明を出してからの対応の検討中とのことである。もちろん、セルビア共和国と隣国である、クロアチア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、マケドニア等との政治的な関係から、日本政府からの援助姿勢に対するジレンマ。また、後述するコソボとの関係において、日本政府は国家として認定している以上、無言の対立が存在している等の複雑なものがあるようだ。また、UNHCRやUNHCRを法的にサポートするNGOでは、現存する唯一の国内避難民に対する法的保護制度である、1998年に国連人権委員会より提出された「国内強制移動に関する指導原則（Guiding Principles on Internal Displacement）」、国際法協会（ILA:International Law Association）から提出された「国内避難民に関する国際法原則宣言（Declaration on Principle of International Law on Internally Displaced Persons）」が、どのように実際のプロジェクトに運用されているのかを調査した。現場での使用以前の問題として、当該法規則は各国が批准している条約、協定といった国際法ではなく、主要な概念としての規則であり、実務に直接反映させるものというよりは、アドボカシー活動に活用されると認識されているようである。しかし、現場では全くと言ってよいほど、活用されていなく、逆に批判等の声が目立った。以上の状況により、国内避難民に対して普遍的な法的保護制度を制定すべきだと考えているので、既存の概念に関する現状における利用だけでなく、問題点等に関してもインタビューを実施した。

その後、当初の予定にはなかったが、大使館、UN関係の職員の方からの情報、助言を受け、対象としている国内避難民がもともと居住していたコソボ内のセルビア人居住地区を訪問することになった。コソボへは陸路を利用し、入国した。首都であるプリスティナを拠点とし、セルビア人居住地区の一つであるグラツァニツァ地区を訪問した。この地区へ行く際も、タクシー確保の場面でセルビア人とアルバニア人の民族的対立を肌で感じた。また、グラツァニツァの街自体は復興しているものの、対立、紛争の爪痕がところどころに残っていた。また、セルビア人としては、独立を認めていなく、セルビア人居住地区を含め、コソボ全土においてセルビア共和国国内という認識であった。ここには、UNESCOの世界遺産に認定されている修道院があるので、そこの修道女に現在の状況について話を伺った。セルビア語でコミュニケーションを行い、セルビア人の立場に立った考え方で話をすることで、丁寧に対応してもらえた。もちろん、数時間ですべてを理解することは不可能であるが、ベオグラード周辺でインタビューを実施した避難民の方から、話をされていたセルビア人居住地区を訪問できたことは、とても大きい収穫であった。

その後、ジュネーブのUNHCR本部、ブリュッセルのEU本部総局セルビア地域対策課においてインタビューを実施した。ここでのテーマも、既存の規則の運用と課題、セルビア共和国における国内避難民保護の現状と法規則との関連、国内避難民キャンプ閉鎖に対する今後の援助方針等である。キャンプ閉鎖に伴う支援は、UNHCRは人間の安全保障、人

道、人権等の観点からセルビア政府に業務移転が完全に実施できるまで継続するとのことであった。しかし、ソマリア、南スーダン、ハイチ等の世界各国の難民問題、国内避難民問題に特別予算がさかれており、コソボクライシスから 15 年の月日が経った東欧への支援割合は低いようである。また、EU からもその援助方針は未定であるとの回答を得たが、セルビア共和国、コソボをはじめ東欧諸国の多くが EU 加盟を目指している背景からも、ただ単なる人道保護だけでは、援助方針は策定できないようである。しかし、11 月にも国内避難民の法的保護に関する国際会議が開催されるので、フォローしていきたい。

以上の調査で得たデータ並びに、現地で入手した資料等は、現在整理中であり、論文に反映させたいと考えているので、論文を参照していただきたい。